

## 合法木材推進マーク使用規程の改定案概要

第六回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG

### 1 主旨

合法木材推進マーク使用規程ではマークの使用対象を、①合法木材を供給する事業者であることを表示する場合、②合法木材証明システム及び合法木材普及啓発活動を PR する場合とし、木材製品に貼付しまたはカタログに掲載してある製品が合法性が証明されたものであることを示すような使用方法をしないように規定している。これは、合法性・持続可能性証明システム普及事業WGの議論において、現在のガイドラインでは合法性証明の信頼性に疑問があり、責任が不明確であるとの意見が出て、継続検討になっているためである。近年政府の需要窓口などから合法性が明解な製品を望む声があり、一定の手続きを踏んだ製品に「合法木材・同製品であることを表示する」マークを貼付することとして、使用規程を改定したい。

### 2 使用手続き

合法木材供給事業者のうち「合法木材製品事例紹介用ホームページ掲載等に関する要領」（以下「掲載要領」）にしめす、以下の手続きを完了したものに対して、3に示す使用条件の下「合法木材・同製品であることを表示する」マークを使用承認することとする。

①合法木材の供給体制（分別管理及び書類管理方針書）②分別管理責任者、③製品の合法性の担保となる事実（合法性を確認する書類や証明方法、調達先の名称、認定番号など）、④合法木材販売実績などに基づく審査の結果（掲載要領第9条）

以下の条件を見たすことが確認出来る者（掲載要領第7条）

- (1)合法木材・木材製品を継続的に供給しており購入者の要請に応じられること
- (2)「分別管理および書類管理方針書」など合法木材の供給体制や分別管理責任者などの情報が開示され、製品の合法性の証明方法が明示できること
- (3)認定団体による実地検査を年一回以上受検できること

### 3 使用条件

- (1)「合法木材・同製品であることを表示する」のは申込みのあった製品に限る
- (2)当該製品は合法木材製品事例紹介用ホームページに掲載する
- (3)マークに認定番号を付記する
- (4)当該製品の合法性に関する一切の責任は供給者が持つ
- (5)不正行為が行われた場合にはその旨を認定団体及び合法木材ナビで公表するとともに認定を取り消す

### 4 使用料

普及管理のための一定の料金を徴収する